

第1章 計画の枠組み

計画書の見方

本文中で*のついていることは、参考資料の6 用語解説の中でその説明を掲載しています。

計画書の見方

この計画は以下の構成となっております。

- ① 目標：基本理念に基づき男女平等社会を実現するために掲げた4つの目標を示したものです。
- ② 課題：それぞれの目標を推進する上での課題を示したものです。
- ③ 施策：それぞれの課題に基づき、今後5年間で推進する施策を示したものです。

1 計画策定の背景

21 世紀を迎え、男女平等に関する国内外の動きにはめざましいものがあります。

<世界では・・・>

昭和 50 年（1975 年）の「国際婦人年」に続く「国連婦人の 10 年」以降、昭和 54 年（1979 年）「女子差別撤廃条約*」の署名、昭和 60 年（1985 年）ナイロビ世界女性会議開催など女性問題の解決に向けた動きが急速に展開してきました。特に、平成 7 年（1995 年）北京世界女性会議では女性のエンパワーメント*をうたった「北京宣言」が採択され、12 の重大問題領域として「女性に対する暴力」「女性とメディア」等が挙げられ、女性の人権が基本的権利であることがうたわれました。平成 12 年（2000 年）には、ニューヨーク国連本部で第 5 回世界女性会議が開催され、21 世紀における男女平等に向けた行動指針「女性 2000 年会議：21 世紀に向けて男女平等・開発・平和」が検討されました。

<日本では・・・>

国際的な流れに対応して、わが国でも昭和 60 年（1985 年）「女子差別撤廃条約」の批准、昭和 61 年（1986 年）「男女雇用機会均等法*」の制定等、男女平等実現に向けた取組みがなされてきました。

平成 11 年（1999 年）に「男女共同参画社会基本法」、平成 13 年（2001 年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行されるなど、法制度の面でも男女平等がすすみつつあります。

平成 12 年（2000 年）12 月には、基本法に基づく初めての基本計画である「男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

<東京都では・・・>

東京都でも、平成 7 年（1995 年）東京ウィメンズプラザのオープン、平成 10 年（1998 年）「男女が平等に参画するまち東京プラン」策定、平成 12 年（2000 年）「東京都男女平等参画基本条例」の制定等、さまざまな取組みがなされてきました。

平成 14 年（2002 年）に策定された、男女平等参画のための東京都行動計画である「チャンス & サポート東京プラン 2002」では、男女平等参画の推進に向けて、都の具体的施策だけでなく都民や事業者の取組みがまとめられました。

<日野市でも…>

日野市では、昭和 55 年（1980 年）に市議会における「女子差別撤廃条約*」の早期批准に関する意見書を採択し、平成 8 年（1996 年）には「ひの男女平等社会推進プラン」策定、平成 10 年（1998 年）には男女共同参画都市として宣言を行うなど、男女平等の推進に積極的に取り組んできました。

さらに、平成 14 年（2002 年）4 月 1 日には、すべての日野市民が男女平等社会をめざすという決意のもとに、市民・事業者・市それぞれの責務を明記した「日野市男女平等基本条例」が施行されました。「日野市男女平等基本条例」には、行動計画の策定、苦情処理窓口の設置、日野市男女平等推進委員会の設置などが盛り込まれ、男女平等の実現に向けた仕組みは整いつつあります。

また、日野市男女平等基本条例の基本理念を実行に移すため、平成 15 年（2003 年）には日野市男女平等推進委員会より新たな行動計画策定への提言がありました。

男女平等の実現に向けた世界的な潮流を背景に、日野市でも、国や東京都の動向や日野市男女平等基本条例等をふまえての新たな行動計画を策定し、具体的かつ実効的な施策をすすめていくことが求められています。

2 計画の目的

この計画は、「日野市男女平等基本条例」に基づき、市民・事業者・行政の連携・協働のもとに、家庭・職場・地域・学校等あらゆる場面で男女平等を推進することを目的として策定しました。

3 計画の性格

- この計画は、「男女共同参画社会基本法」に基づいて制定された「日野市男女平等基本条例」（平成 14 年（2002 年）4 月 1 日施行）をふまえて策定したものです。計画策定にあたり、市民・事業者・市職員から構成される日野市男女平等行動計画策定委員会を設置し、委員がそれぞれの立場から、男女平等社会の形成について検討を重ねました。
- この計画は、市の基本計画である「日野いいプラン 2010」の個別計画であり、日野市の関連分野の計画・施策等との整合性を図って策定したものです。
- この計画は、あらゆる分野で市民・事業者・市が協働しつつ、日野市における男女平等社会の実現に向けて取り組むべき行動提案を示したものです。

4 計画の期間

この計画の期間は、平成 17 年度（2005 年度）から平成 21 年度（2009 年度）までの 5 年間とします。

5 計画の基本理念

この計画は、男女平等社会を「性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができ、また、ともに対等に参画し、その成果も責任も分かちあう社会」と捉え、多様な個性が尊重され、誰もが等しく参画できる豊かな社会をめざすことを基本理念とします。

多様な個性が尊重され、
誰もが等しく参画できる豊かな社会をめざして

6 計画の4つの目標

I 人権が尊重される社会づくり

男女平等とは、すべての人の人権を尊重することであるという理念にたち、一人ひとりが認められる社会をめざします。

II 女性と男性が対等に働く職場づくり

働くすべての人が、性別にかかわらず、個人の個性と能力を発揮できる職場づくりをめざします。

III 新しいコミュニティづくり

市民一人ひとりが、多様な人々によって社会が構成されていることを認め、その個性と希望を生かし、誰もが住みやすいまちづくりに参加できる社会をめざします。

IV 男女平等の推進体制づくり

男女平等推進センターを中心に、市民が参加・参画しながら男女平等を推進する体制を充実させ、男女平等社会の実現をめざします。

7 計画の構成（体系図）

